## 所定疾患施設療養費について

介護老人保健施設において利用者様の医療ニーズに適切に対応するという観点から 『肺炎、尿路感染、帯状疱疹』を発症した際、施設内の対応について以下の算定要件 を満たした場合は評価されることとなっております。当施設では、所定疾患施設療養 費を適切に算定し、利用者の安心した生活につなげていくことができるよう努めて おります。

## 所定疾患施設療養費の算定要件

- 1. 対象利用者が、次のいずれかに該当した場合、算定します。
  - ※算定対象疾患:肺炎・尿路感染・帯状疱疹

(ただし帯状疱疹は、抗ウィルス剤の点滴注射を必要とする方に限ります)

- ① 利用者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行った際に算定します。
- ② 同一の利用者に対して、1 月に 1 回連続する 7 日間を限定として算定します。 (治療が翌月までかかる場合、請求が当該月まで発生します)
- ③ 緊急時施設療養費を算定した日は、算定しません。
- 2. 診断名、診断日、投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録(カルテ)に記載 します。
- 3. 請求に際して、診断、検査、治療内容等を記載します。
- 4. 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表します。

公表は、当施設のホームページを活用し、前年度の当該加算の算定状況をご報告いたします。

## <所定疾患施設療養費の算定状況>

2018年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
肺炎 I	件数	0	1	0	5	1	5	0	0	0	0	0	0	12
	述べ治療日数	0	7	0	32	7	28	0	0	0	0	0	0	74
肺炎 Ⅱ	件数	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	3
	述べ治療日数	0	0	7	0	6	0	0	0	0	0	6	0	19
尿路感染 I	件数	1	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	4
	述べ治療日数	7	0	0	5	0	14	0	0	0	0	0	0	26
尿路感染 Ⅱ	件数	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	4	7
	述べ治療日数	0	0	0	0	0	0	0	7	7	7	0	26	47
帯状疱疹	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	述べ治療日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0